3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科書等に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

4　同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科書等に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○文化庁告示第三十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、平成二十六年度使用教科用拡大図書複製補償金額を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月三日　　文化庁長官　青柳　正規

平成26年度使用教科用拡大図書複製補償金額

Ⅰ　言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の２第２項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用（前期用・通年用教科書）（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 国内 | 2,160 | 4,104 | 8,100 |
| | 国外 | 2,000 | 3,800 | 7,500 |
| 第二種 | 国内 | 1,404 | 2,700 | 5,400 |
| | 国外 | 1,300 | 2,500 | 5,000 |
| 第三種 | 国内 | 864 | 1,620 | 3,240 |
| | 国外 | 800 | 1,500 | 3,000 |
| 第四種 | 国内 | 216 | 432 | 756 |
| | 国外 | 200 | 400 | 700 |

小学校用（後期用教科書）　（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 国内 | 2,160 | 4,104 | 8,100 |
| | 国外 | 2,000 | 3,800 | 7,500 |
| 第二種 | 国内 | 1,404 | 2,700 | 5,400 |
| | 国外 | 1,300 | 2,500 | 5,000 |
| 第三種 | 国内 | 864 | 1,620 | 3,240 |
| | 国外 | 800 | 1,500 | 3,000 |
| 第四種 | 国内 | 216 | 432 | 756 |
| | 国外 | 200 | 400 | 700 |

中学校用　（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 国内 | 2,160 | 4,104 | 8,100 |
| | 国外 | 2,000 | 3,800 | 7,500 |
| 第二種 | 国内 | 1,404 | 2,700 | 5,400 |
| | 国外 | 1,300 | 2,500 | 5,000 |
| 第三種 | 国内 | 864 | 1,620 | 3,240 |
| | 国外 | 800 | 1,500 | 3,000 |
| 第四種 | 国内 | 216 | 432 | 756 |
| | 国外 | 200 | 400 | 700 |

高等学校用　（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 国内 | 1,944 | 3,780 | 7,560 |
| | 国外 | 1,800 | 3,500 | 7,000 |
| 第二種 | 国内 | 1,296 | 2,484 | 5,076 |
| | 国外 | 1,200 | 2,300 | 4,700 |
| 第三種 | 国内 | 756 | 1,512 | 3,024 |
| | 国外 | 700 | 1,400 | 2,800 |
| 第四種 | 国内 | 216 | 324 | 756 |
| | 国外 | 200 | 300 | 700 |

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。

3　第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。

4　第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。

5　第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。

6　国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。

7　翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅱ　音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用（前期用・通年用教科書）（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 補償金の額 | 国内 | 324 | 540 | 1,080 |
| | 国外 | 300 | 500 | 1,000 |

小学校用（後期用教科書）　（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 補償金の額 | 国内 | 324 | 540 | 1,080 |
| | 国外 | 300 | 500 | 1,000 |

中学校用　（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 補償金の額 | 国内 | 324 | 540 | 1,080 |
| | 国外 | 300 | 500 | 1,000 |

高等学校用　（単位：円）

| 種類＼発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 補償金の額 | 国内 | 324 | 540 | 1,080 |
| | 国外 | 300 | 500 | 1,000 |

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。